

「第 14 回独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会」議事録要旨

1. 日時：平成 28 年 6 月 9 日（木）
午前 10 時 00 分から正午まで
2. 場所：独立行政法人農畜産業振興機構 北館 6 階大会議室
3. 議題：（1） 第 13 回評価委員会におけるご意見等への対応状況について
（2） 平成 27 年度業務実績について
（3） 独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会設置要領の一部改正案について
（4） その他
4. 出席委員：春日委員、加藤委員、北井委員、庄司委員、関委員、廣岡委員、藤島委員、増田委員
5. 農林水産省出席者：生産局総務課機構班：古賀係長、生産局畜産企画課：富澤調査官、調整班 氏里課長補佐、谷川係長、生産局園芸作物課：価格班 千葉係長、政策統括官付地域作物課：価格調整班 石川係長
6. 役職員出席者：宮坂理事長、近藤副理事長、薄井総括理事、小林総括理事、幸田理事、安井理事、神宮理事、石井理事、渡部監事、伊藤監事ほか
7. 開会、理事長挨拶等
宇敷企画調整部長が開会を宣言した。まず、新たに委員に就任した春日委員、北井委員、庄司委員、関委員、廣岡委員を紹介した。
次に、宮坂理事長が挨拶し、平成 27 年度における業務の概要等について説明した。
新たな任期の最初の委員会のため、評価委員会設置要領第 4 条第 2 項に基づき、委員の互選により、藤島委員が委員長に選出された。
藤島委員長は、委員会の終了後、委員の了承を得た上で、ホームページに委員会の議事録要旨を公開したい旨を提案し、各委員の了解を得た。

8. 議事

幸田理事から議題（１）の「第13回評価委員会におけるご意見等への対応状況について」、（２）の「平成27年度業務実績について」及び議題（３）「独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会設置要領の一部改正案について」を、資料に基づいて説明し、質疑応答を行った。

<質疑応答>

[議題（１）第13回評価委員会におけるご意見等への対応状況について]

特に意見なし。

[議題（２）平成27年度業務実績について]

○第1 業務運営の効率化に関する事項

(関委員)

随意契約等審査委員会は、機構の職員で構成されているものか。あるいは、外部の方も入っているのか。

(幸田理事)

随意契約等審査委員会は、経理担当理事である私が委員長となり、総務部長、経理部長等の職員で構成される内部の委員会である。

(加藤委員)

リスク管理委員会について、業務にかかわるリスクの洗い出しを行ったとあるが、その対象には機構の出資先も含まれるのか。

(幸田理事)

この委員会では、実際業務を行っていく上でのリスク、例えば、振込先の間違いや、情報システムがダウンするといったリスクを取り扱っている。質問にあった、出資先のリスクについては、また別と整理している。

(宮坂理事長)

補足すると、機構は畜産振興事業団の時代に、いろいろな畜産の関係の会社に出資しており、現在でもその出資が二十数社残っている。この出資が毀損されていないか等ということについては、リスク管理委員会という枠組みではなく、出資先から毎年経営状況等に関するヒアリングを行うこと、あるいは議決権の行使といったものを通じて、リスクを管理している。

(加藤委員)

出資先にコンプライアンス上の問題が起こった時に、機構の責任を問われるのではないかと不安から質問をしたところ。

(宮坂理事長)

出資先の企業については、機構が100%出資しているわけではなく、例えば地方公共団体や農協などが会社を設立した時に併せて出資をするという形で行われている。

出資先については、先ほどお答えしたような形で、きっちり見ていくということを行っている。現在まで、それで出資先にコンプライアンス上の問題や、不祥事に繋がるような問題は生じていないが、いずれにしても機構としては適切に管理をしなければいけないと考えている。

(北井委員)

2点質問したい。1点目は給与水準についてで、26年度実績は国家公務員と同程度の101.8、27年度実績は102.4の見込みとなっている。この数字だけを見ると、今後若干上がっていきそうな気がするが、国家公務員並みという水準の確保は大丈夫なのかということを知りたい。

2点目。資料中の内部統制機能の充実強化のところに、幹部会と役員会というものがある。民間企業では経営計画や財務経営上の重要な問題は取締役会で議論をしている。機構の場合はそういった形ではないと思うが、重要な経営計画や財務上の問題については、それらを議論する会議が必要と思われる。幹部会と役員会の違いを教えてください。

(薄井総括理事)

給与の関係については、以前、ラスパイレス指数が非常に高く、10年間をかけて削減した結果、平成27年度には102.4まで下がったところ。ご指摘のあった、平成26年度実績値からの増加理由と、今後の見込みについて、国は27年度から29年度にかけて、3年間で給与制度の見直しを行っており、東京や大都市の地域手当を18%から20%に引き上げるとともに、その財源として俸給表を平均2%引き下げる取り組みを行っている。最終的に、国は地域手当が2%増えるため、大体同じ形になるが、昨年度については、国は俸給表を2%削減したが、地域手当を0.5%までしか上げていなかった一方で、地域手当がそもそも存在しない機構ではそのままであったことから、若干上がってしまったということ。28年度は国の地方手当が上がるが見込まれることから、同指数については、年齢構成等の関係もあるが、国との差は縮小するものと考えている。

(幸田理事)

幹部会、役員会について、まず、メンバーは、共に役員となっている。幹部会は原則毎週月曜日に開催し、内容としては課題の把握や周知といった日常的な情報や意見の交換の場である。一方、役員会は、中期計画の変更、財務諸表の承認申請などの重要事項について、必要に応じてその都度開催し、重要事項について全役員で審議をし、理事長の意思決定を補佐することを目的としたものである。

(宮坂理事長)

補足すると、当機構はこれまでの団体統合の経緯もあり、平成19年度のラスパイレスは111.9ということで高くなっている。これを受け機構は、構造的な改善に取り組み、職員の協力を得ながら段階的に下げてきたというのが実態である。

平成25年度には、その成果が実り、100.4まで下がったが、先ほど薄井理事からの話にもあったように、ラスパイレスの分母となる国の数字が変動す

ることから、良く分らないところもあるが、これまでのラスパイレスの動きからしても、大きく伸びるものではないと考えている。いずれにせよ、来年度以降も国の動きを注視していく必要がある。

もう一点、幹部会、役員会について、通常の会社であれば取締役会があり、代表取締役が代表権を持って権能を行使するところであるが、独法の場合はミッションが主務大臣から法人の長である理事長におりてくるため、その範囲では、ある意味において重要な意思決定というのは既にされている。機構においては、その与えられたミッションをいかにこなしていくかということが、まさにガバナンスの問題になる。これを踏まえ、幹部会は役員間の注意すべき事項等に係る情報共有を、また、役員会は、重要事項について、全役員の意見を出してもらうことを目的としたもの。ただし、役員会は合議の機関ではなく、最終的には法人の長が責任を持つということになっている。それでは、他の役員が無責任になるのではないかと思われるが、平成 26 年度に一部改正された独法通則法では、会社法に倣い、それぞれの担当業務について役員に損害賠償請求に応じる義務を課しており、各役員に責任を持たせる形となっている。こうした事情を踏まえ、一般的な取締役会とは異なる仕組みとなっているところ。

(藤島委員長)

先ほどの質問に関連して、役員会、幹部会など、機構全体で設置されている委員会の業務や配置などが分るような一覧図があると非常に理解しやすいと思うので、今後可能であればお願いしたい。

(春日委員)

業務運営の効率化について、人件費や管理費の経費削減の取り組み、努力は評価するし、今後も期待するが、資料にあるように、管理職の割合が 20 年度から 25 年度までは 37.2 から 24.2 と減少しているが、25 年度からは少しずつ増えている。人件費の削減というのは重要だが、一方、総人件費の制約から、若手職員の採用人数にしわ寄せが来ていないかというのが気になるところ。今年の事業計画では、27 年度は新人職員 5 名の採用とあるが、28 年度のホームページを見たところ若干名の採用となっていた。200 人を超える機構で、勤務年数を考えると、退職者を考えても、6、7 人程度は毎年採用しても良いのではないか。人件費の削減に伴う採用の抑制により、年齢構成のバランスが偏ることが懸念されるので、機構の将来を担う若手職員の人材確保も今後可能な限り力を入れて取り組んでいただきたい。

(薄井総括理事)

管理職割合については、統合により管理職ポストが増えたため、平成 26 年度まで 10 年間をかけて、前年度にやめた管理職の 3 分の 1 を限度として管理職に引き上げるという形で計画的に引き下げてきたところ。これが 26 年度終了し、それまでに抑制した管理職ポストについて、適材適所の形で必要に応じて上げてきたため、若干増えてきたというところ。

また、新規職員採用については、26、27、28 年度にそれぞれ 5 名採用している。今年度についても、ホームページには、若干名としているが、なるべ

く多くの採用をしたい。また、中途採用についても考えているところ。

(増田委員)

質問だが、資料に理事数の検証とあるが、中期計画では検証の上結論を得るとなっており、27年度計画では検証するとなっている。一方、実績では、取りまとめ、理事長に報告となっているが、今後のスキームはどのようになっているのか。あるいは結論はいつ出るのか。

(宮坂理事長)

理事の数については、平成25年3月に制定された現中期目標において、業務運営に真に必要な最小限の理事の数について、副理事長との役割分担等について検証の上、結論を得ることとなっている。現在、機構の役員構成は、理事長が1人、副理事長が1人、その他理事が6人と、理事の数では8人となっている。まず、期限については、現中期目標の期間である平成30年3月31日までに結論を得るということになる。

しかし、独法通則法上、見込評価というものが求められている。これは、中期目標期間の最終年度の前年度に、中期目標期間終了時に見込まれる業務実績について評価を受けるというものである。したがって、理事の数の検証についても、来年のこの評価委員会の時期には、ある程度の検証の結果について整理していかなければならないと考えている。

現在行っている具体的な検証方法については、それぞれの役員の決裁数や会議への出席数といったジョブサイズを中心に検証しているところであり、これらの検証結果を踏まえ、来年、主務大臣と協議をすることになると考えている。

(廣岡委員)

施設整備事業の事後評価について、評価を実施した21件のうち、新規参入事業の1件が、投資効率が1を下回ったとのことだが、我々のような生産を研究する者にとって、新規参入は繁殖基盤を強化するうえで一番重要な問題と認識している。事後評価を達成することが目的とならないようにしなければならない。それが目的となると、本末転倒で、一番重要な問題が省かれてしまうというリスクを心配している。

(安井理事)

我々も、繁殖基盤の強化は非常に重要と認識し、取り組んでいる。事業で施設等を作って終わりということではなく、現地調査を随時行うなど、様々なフォローにかなり力を入れてやっている。平成27年度においては4事業、計21件について事後評価を行っている。これは、施設を作って3年目又は5年目に、その効果を検証するというもの。21件のうち13件は新規参入円滑化対策事業であり、まず、事業を始める前に、どの程度の投資でどの程度の効果が見込めるか測定し、その後、5年目を経過した平成27年度に、その効果が十分発現したのか検証した。この結果、13件のうち1件は効果が低かったということ。これには、技術力不足等、様々な要因があり、現地に行って初めてわかる場合もある。我々としては、5年目になってだめだったというのではなく、2年目なり3年目に早目に現地へ伺うとともに、畜産経営の専

門家にも同行してもらい、農協や県、その他の関係者に集まってもらって、その対応について議論を重ねてアドバイスするというような取り組みをしている。

残念ながらこの事業については、国の方に移管されている。しかし、フォローアップの方は引き続きやっていきたいと考えている。

(加藤委員)

この場で適切な質問かどうかかわからないが、T P Pの合意を受けて、機構として懸念すべきこと、又は対応すべきことはないだろうかという視点で見たときに、機構の事業というのは、基本的には法律、政府決定に基づき行われており、利潤を追求しているのではないということは十分承知をしているが、T P P協定の国有企業の章を読むと、当該国の中に、物品またはサービスの適用については、GATTにおける意味であれば問題ないというようなことが書かれている。一方で、他の締結国に対して悪影響を及ぼすようなことはしてはならないとなった場合に、米国では機構と同じような国家的な組織がない。そこで、I S D S条項を用い、例えば畜産について、米国の企業が畜産に進出するに当たり、機構のサービスが市場参入に対する障壁になっていると提訴された場合はどうか。機構は、我が国の畜産農家、園芸農家にとって極めて重要な役割を担っているので、この問題については、農水省と共にしっかりと捉えておかないといけないのではないか。

(藤島委員)

ただ今の加藤委員のご発言については、非常に重要なことだと思うが、これを議論するとかなりの時間を要すると思われるので、申し訳ないが、今回はご意見としてお聞きしておくことにさせていただきたい。

○第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 (春日委員)

緊急対策について、27年度は畜産において、台風18号の被害に対する支援を行っているが、野菜は実績なしとなっている。また、4月に起きた熊本地震への支援対策についても、畜産はホームページに掲載されているが、野菜は見当たらなかった。野菜関係の緊急対策の状況分析やどういった場合に実施の可否の判断がされるのか伺いたい。

(石井理事)

野菜の事業は、価格の高騰・下落に対応した事業となっており、また、対象の産地、対象の生産者が限定されたものとなっている。

東日本大震災の際の対応例がわかりやすいと思うので、その時の例を申し上げる。震災発生時の出荷量の減少は、生産者自身の責任ではないため、勘案措置として交付金の減額分を軽減するといったことを行った。また、野菜の制度は、国に加え生産者と都道府県の負担金で運営されているが、生産者の負担金の納付期限や申し込み期限の延長などの対応を行ったところ。

平成27年度の台風18号の際は、米の被害が中心であり、9月という時期

的な要素、加えて野菜の制度は地域と生産者が限定されるということから、緊急の対策は実施していないが、国の災害復旧事業の中には、施設整備というものがある。この時は、栃木でイチゴの苗が流出し、これについて国と県が協力して苗を融通したというような実績があると聞いている。その他、ハウスや農業施設といったいわゆるハードものについては、国の補助事業で対応している。

では、機構の野菜関係の緊急事業はどういった場合に実施するのかということだが、先ほど述べたような交付金の減額の軽減措置や、各種手続の延長の措置を、通常の機構の対応として実施しているところである。ここでいう緊急対策というのは、こういった通常業務で対応できない時に行うもので、具体的には、農林水産省の生産局長から指示があつて、対応することになっているが、直近では平成20年に原油価格が非常に高騰した際に、施設野菜の農家を中心に経営が厳しくなり、今後の出荷や経営の安定にも影響が及ぶということで、省エネ技術や施肥低減対策について助成を行ったという事例がある。

(庄司委員)

消費者等への情報提供について、情報を提供する相手の範囲はどのようなものか。また、セミナーも8回開催しているが、どのような内容だったのか。

(小林総括理事)

情報の提供については、一番メインになるものとして、情報誌という冊子を毎月作成して配布しているところ。機構の業務の目的というのは、中期計画に明確に書かれており、生産、流通・加工など、要は事業者向けに実施し、それによって円滑な需給環境を保つということになっている。ただ、実際は消費者の団体の方にも配布している。配布先の具体的な割合は、一番多いのは、3割ほどで加工・流通の関係者。その次が国や県などの行政関係、研究機関、大学など。また、それと同じぐらいで生産者団体、また生産者へ直接お配りもしている状況。先ほど申し上げたように、それ以外にも消費者団体の方や、場合によっては機構と交流のある海外の生産者や団体にもお配りしている。

また、セミナーについては、機構が自ら調査を行ったものについて、あるいは機構と付き合いのある先生方をお願いする等により、主に業界の人を集めてやるというスタイルで開催している。

機構が自ら調査を行った事例を挙げると、職員が実際にメキシコに行き、牛肉の生産状況をつぶさに調査し、現地の制度を調べ、それについてセミナーにて報告をした。このような、特に海外の情報に関するセミナーでは、主に業界の方から、実際の話をもっと詳しく聞きたいといった要望がある。例えば、同じく平成27年度の実績になるが、畜産の後継者の問題が大きく取り上げられる中で、ニュージーランドのシェアミルクという後継者を円滑に育てる伝統的な手法についてセミナーで報告したところ、かなりの反響があり、講演の要望をいただくといった広がりを見せたりしている。

(幸田理事)

補足すると、セミナーについては、先ほどお話のあったような、海外において収集した情報を紹介するといったことだけではなく、新しい食品表示制度や、新たな食料・農業・農村基本計画の概要など、昨今のトピック的な話題について、外部の方を講師として呼びし、紹介している。

消費者の方への情報提供について、一番広い意味ではホームページに掲載するということであり、これは事業者向けの情報もあるが、例えば子供向けのコーナーを設けるなどして、消費者の方にもわかりやすい情報の発信に努めている。さらには、消費者団体の方との現地での意見交換や、広報誌の発行といったことも行っている。広報誌については、事業者向けというよりは、むしろ消費者の方、一般の方向けであり、年6回発行し、広く配布するとともにホームページに掲載している。

(藤島委員)

野菜の日、8月31日辺りに開催する消費者向けセミナーもあると思うが、これについても説明した方が良いのではないか。

(石井理事)

8月31日は8・3・1（ヤ・サ・イ）という語呂で、野菜の日となっている。機構では、その8月31日の付近で、消費者、管理栄養士や学校給食に携わっている方のように、より発言力や影響力がある方々を対象にして、イイノホールで野菜のセミナーを毎年開催しており、今年も予定しているところ。このセミナーは、当機構と、野菜需給協議会という消費者団体、行政、及び流通・生産の関係者から成る協議会の共催で開催しており、約200名程度の方々のご出席を得ている。

(廣岡委員)

消費者をターゲットとした情報発信について、大学で学生たちと話したり、あるいはアンケート調査などを行う中で気付いたことだが、例えば、機構の直接的な業務ではないが、牛の個体識別番号について、消費者にはほとんど知られていない。それは何故かと考えたときに、一般の消費者が余りにも知らな過ぎるという現実がある。この対応策として、ホームページの充実ということが考えられるが、ホームページにアップしただけで、消費者に情報が伝わったと満足してしまうのはいかなものかと思う。消費者への情報発信については更に、皆で知恵を絞る必要があるのではないか。

(宮坂理事長)

今の廣岡委員からのご意見についてはその通りであると思料。機構には1日に10件程度の照会がある。照会元としては、マスコミが多いが、その他にも消費者や、メーカーの方など多くの方が、機構が持っている情報を利用している実態がある。我々機構の情報発信力には限度があることから、発信した情報を活用した2次情報、3次情報による情報の伝達ということも、機構自らによる情報発信と同じレベルで重要であると考えている。お気付きかも知れないが、数日前のテレビで九州の子牛の生産余地がなくなってきたために、北海道に活路を求めるといった報道があった。その前提情報として、最近子牛の値上がりについて触れていたが、その資料は農林水産省ではなく、当機構の名前が引用さ

れていた。このような形で機構の情報を活用してもらえればと考えている。
(幸田理事)

消費者に対する情報発信としては、毎年開催される、全国食育推進会議や、実りのフェスティバルといったイベントに出展することにより、来場された消費者の方に対して、情報を発信している。6月11、12日にも福島で食育推進会議が開催されるので、こういった場を活用し、情報発信に繋げていきたいと考えている。

(春日委員)

ホームページに関するアンケートの結果、例えば新着情報について、5割近くの方は普通、若しくはそれ以下という評価を出しているため、今後、更なるホームページの改善を望むところである。

次はお願いであるが、ホームページの消費者コーナーにある野菜ブックについては、食育活動の参考書といった位置付けで掲載しているが、その中で「セロリ」は「セルリー」と表記されている。ネットで「セルリー」を検索したところ、セロリとセルリーは同じですかといったような質問が多く出ていた。食育活動であれば、文部科学省で発表している食品成分表はセロリになっているので、ここはセロリにしていきたい。

また、野菜ブックでは、スイカ、メロン及びイチゴは野菜として扱っている。健康日本21や厚生労働省の推奨する野菜350グラム食べましょうという中に、スイカ、メロン、イチゴが入ってはいけないとある。また、食育という点から、この野菜ブックの中にイチゴ、スイカ、メロンが入ると、これを見た子供たちが、これは野菜なのだ、これを350グラム食べれば良いのだと思われても困るので、機構で取り扱う野菜と、一般の方、特に食育活動の対象とする野菜は、分けて考える必要があるのではないかと。

最後に、野菜ブックの付録に日本食品標準成分表2010、それから日本人の食事摂取基準2010年版が掲載されているが、どちらも2015年版出ているので、更新をお願いしたい。

(石井理事)

セロリとセルリーの件については考えさせていただきたい。

まず、野菜の定義からお話すると、野菜の定義は必ずしも日本の政府で統一的なものがあるわけではなく、農林水産省が発表している野菜の生産出荷統計には野菜の品目は40品目あり、根菜類、いわゆる大根、ニンジン、それから葉茎菜類、白菜、キャベツなどがある他に、果実的野菜というのがあり、その中にイチゴ、メロン、スイカが分類されているところ。

機構の制度の対象品目としては、大きく2つあり、一つは指定野菜、これは14品目あり、政令で定められている。もう一つが、特定野菜、これは農林水産省令で定められているもので35品目ある。この特定野菜の中に、実はイチゴ、メロン、スイカが含まれており、機構の事業の対象となっている。ご指摘のとおり、総務省の家計調査では、イチゴ、メロン、スイカは生鮮果実ということで分類されていると承知している。また、健康日本21においても、イチゴ、メロン、スイカは果実類に整理されていると承知しているが、農林

水産省の制度を運用しており、運用に当たりバックデータや基礎データとして農水省の統計を使う機構の事業では、野菜として取り扱わざるを得ないということをご理解いただきたい。

また、野菜ブックの更新について、学校の先生方や、マスコミの方から使いたいという強いニーズがあるのは承知しているが、写真撮影や各種データの更新などかなりのエネルギーを使う。機構としてもアップデート出来ればと考えているが、そういった事情があるということもご理解いただきたい。ご指摘いただいた部分のデータだけでも更新が可能であれば対応したいと考えている。

(藤島委員長)

私も青果物のことをやっているが、定義は難しい。例えば梅だとかスダチは木になるが、これらは市場統計だと野菜になる。ただ、これは、イチゴ、スイカ、メロンは入っていないであるとか、入っているとといったような注記を入れてもらえると有難い。そういった対応をいただければ、今ご指摘あったことについては、ある程度解決できるのではないかと思うので、お願いしたい。

(北井委員)

この機構の業務は公金等の金銭の支払が主要な業務とのことだが、不正受給や誤支給等に対するチェック、監査はどのように行われているのか。

(宮坂理事長)

不正受給について、これは申請者側に問題があるわけだが、機構では、まず、事業実施計画及び補助金の実績報告を精査し、加えて現地においても確認するといったことを行っている。不正受給はあってはならないことだが、これらの取り組みにより、最近は不正受給は発生していない。

次に、誤支給について、これは、現在も様々なチェックは行っているが、現実問題、多くの方を相手にしているので、全くないということはない。似た名前であったり、指定の金融機関の口座が変わったなどということがある。そういったことを防ぐために、念には念を入れて、ダブルチェックをしているところであり、それが先ほどのリスク管理の中で、リスク管理の手順として間違わないようにするにはどういったものが必要かといったものを一覧にして、その手順をきちんと踏んだかチェックを行っている。それでもまた誤りがあった場合には、その手順を更に見直し、新たな手順も追加するという、まさにPDCAサイクルを回していく中で対応している。

(北井委員)

もちろん、当初の申請に対する支払い業務としては、各職員の方々が万全を期していることはよく理解しているが、省庁の助成金などでは、助成後に不正受給の調査官や、あるいは本省の担当官が事後チェックをして、間違いないと思っていたものでも、時々悪質な申請者がおり、後から不正受給が見つかることもあり得る。この機構は、そういう業態ではないという理解でよろしいか。

(宮坂理事長)

そういう意味では、会計検査院による検査がそれにあたると思料。機構は補助事業等を通じて相当の金額を支出しているため、毎年、会計検査院の検査を受けている。その中で、こういったやり方で良いのか、ここは甘いのではないかといった指摘を過去に受けており、現在進行形のものもある。機構としては、指摘された事項について、結果的にそれがおかしいということであれば、当然公費であるので、補助金の返還などの形で適正に対応することとしている。

○第3 予算、収支計画及び資金計画 ～ 第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(増田委員)

砂糖の短期借入金について、でん粉も同じようだが、これは制度の構造上、必ず借りる必要があるということなのか。また、それと関係して、砂糖勘定の累積欠損というのがあるが、これとは基本的に別の話ということなのか。今後の累積欠損の解消の見通しについても教えて欲しい。

(薄井総括理事)

調整金は通年で徴収しているが、交付金の交付時期は11月から翌年4月頃までに集中するため、年間を通しての収入と支出は大きく変わらないものの、交付時期には一時的に出ていくお金の方が多くなる。

また、欠損金については、平成22年に約800億円の赤字があり、関係団体による努力の他、国から交付金をいただいて、平成27年度は220億程度まで減少したところ。

調整金の収支部分については、制度上、交付金単価等は農林水産省が決定することとなっており、機構において、直接、収支をコントロールできる仕組みとはなっていない。また、てん菜、サトウキビにかかわらず、収穫量が見込数量と異なったり、価格が変動したりするため、見通しは困難である。ただ、そのような状況については、農林水産省と情報を共有し対応しているところ。機構としては、借り入れする際の利息の部分を可能な限り低く抑えるといった対策しかできない状況である。

(増田委員)

長期的かつ持続的にどういう制度を維持するかという問題もあると思うが、ある程度欠損が生じないようにするなどの対応をぜひお願いしたい。

(関委員)

人員に関する指標について、234人を上回らないものとするということになっているが、この234人というのは、機構のある時点での常勤職員数で、そこから現在の206人まで削減されてきたという状況なのか。一定の業務量があるということで、マンパワーというか、常勤職員を削減するとなるとなかなか大変だと思うので、非常勤の職員の方を一方で増やしているという状況があるのか、そのあたりを教えてほしい。

(宮坂理事長)

まず、234人というのは現中期計画5年間の間の上限で、そこまでが許容範囲となっている。対して現時点の人数は206人となっているところ。要するに、現在、機構は28人の欠員を抱えているということである。

なぜ欠員を抱えているかという点、これは先ほどの春日委員の話にも絡むが、採用を予定し、内定も出していたが、採用時期が集中するため、途中で別なところに就職してしまうといったことで、予定していた採用者数が確保できなかったというのが一つ。

もう一つは、全体の雇用状況だと思うが、地方での就職を希望する者への対応ということで、機構には、3カ所しか事務所がないため、家庭の事情で帰らなければならない場合に、なかなか希望通りの職場がないといった状況がある。そうすると例えば地方公共団体等に転職ということで、自己都合退職をされるということがある。欠員は、埋め切れていないというのが現状である。現在の206人という数字は、計画的に減らしたものではないため、その分が超勤に跳ね返っている状況。現有勢力の人員で対応しなければならぬため、1割アップの業務をやらなければいけないということになる。やはり、これは決して好ましい状況ではないので、中途退職のような事情もあるが、可能な限りこれを埋めるべく、採用について努力していきたいということである。

(関委員)

そうすると、特に非常勤の方を採用してその補充をしているという状況にはないということなのか。

(宮坂理事長)

常勤の職員で欠員になった部分の一部については、例えば任期付職員や、臨時職員の雇用という形をお願いをして、補充はしている。

ただし、当機構の業務は、交付金の交付や補給金の交付など、相手方に非常にシビアな業務であるため、ある程度のスキルがないと、任せられない。要するに何か間違いがあると非常に大きな問題になるので、ある程度人員を補充しても、代替できる量というのは限定されてしまう。そのため、不足分を補充したから完全にマンパワーとして充足できるかということ、それは難しいところがある。ただ、人的にどうしても足りない部分は、補充している。

[議題(3) 独立行政法人農畜産業振興機構評価委員会設置要領の一部改正案について]

特に意見なし。

[議題(4) その他]

(藤島委員長)

機構は消費者に対し、機構の業務が消費者の生活にどのように役に立っているのかといったことを更に発信した方がいいのではないか。

極端な言い方だが、機構は何のために存在するのか、誰の役に立っているのかといった場合に、多くの消費者は生産者の役に立っているのだらうと答えるだらうが、消費者のために役立っているという方はほとんどいないのではないか。そういった意味で、実際に消費者のために役立っているのだということを発信する必要があるのではないか。ある意味ではPRにもなると思料。

特に、私は野菜、青果物のことをやっていることから、野菜の価格安定事業などについては、この事業があることによって、生鮮野菜が安定的に供給できているということは、消費者にとっても重要なことだと思っている。そういう意味で、機構はかなり消費者に対して役に立っている部分はある。その辺のところをもう少し明確に出していただければ、実質的に消費者に役立っているのだということを消費者の方に分ってもらえると思うので、可能であれば進めていただきたい。

9. 閉会